**令和６年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針**

参考資料２

施施設名：大阪府立こんごう福祉センター

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 評価委員の指摘・提言等 | 改善のための対応方針 | 次年度以降の事業計画等への反映内容 |
| Ⅰ（５）③ | 障がい者等就労困難者を積極的に雇用しているか。 | 障がい者法定雇用率を大幅に超えるようにしていただきたい。 | 障がい者法定雇用率の引上げに対応し、安定して達成することができるよう法人に対して要請する。 | 法人の中長期計画に基づき、引き続き、障がい者雇用の推進に取り組む。具体策として、令和7年度より、こんごう福祉センター内で農福連携を含む新たな事業を行っていく担当者を配置し、障がい者がこんごう福祉センター内で働ける環境を整備し雇用を進めていく。 |
| Ⅱ（２）③ | 虐待防止に積極的に取り組んでいるか。 | 身体拘束等の適正化について障がい児に特に配慮した取扱いを検討していただきたい。 | 「境界知能」である児童の入所が増加する等、支援のニーズが多様化している中での虐待防止に向けた取組の在り方についても検討されたい。 | 障がいの複雑化、支援ニーズの多様化に対し、適切な支援が提供できるように、入所児一人ひとりの特性に合わせた支援実践を積み重ねていくことで支援力の向上に努めていく。また、児童の虐待防止や身体拘束等の適正化に向けた研修やグループワークを計画的に実施していく。 |